



福 指 第 407 号

令和4年11月17日

県内訪問介護事業所及び訪問看護事業所の管理者 様
(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅併設事業所を除く)

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染者等である利用者に対応した場合の支援について

日頃、当課の業務の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
現在、全国的に新型コロナウイルス感染者数が増加しており、本県においても、直近1週間の新規感染者の総数は11月16日時点で12,497人と、1週間と比べて1.18倍と拡大し、直近1週間の病床占有率も40%前後となっています。

在宅でサービスを利用する要介護者にとって、新型コロナウイルス感染症の感染に伴い、サービスが利用できなくなることは、生命や健康に重大な影響を及ぼす可能性があります。

つきましては、県では、感染者等となった利用者に継続してサービスを提供する事業所に対して、下記の取組を実施していますので、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

紀

1 サービス提供体制確保事業

県では、感染者や濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設に対してサービスを継続して提供するために必要な経費の支援を行っています。

具体的な事業内容については、以下の県のホームページを参照してください。

ホームページ：<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r4/20226013hojokinn4nenndo.html>

2 感染防護具の支援

県では、感染者や濃厚接触者に対してサービス提供を継続する事業所・施設に対して感染防護具の支援を行っています。感染者となった利用者にサービスを継続する訪問介護、訪問看護事業所に対しても、自ら調達するまでの間に必要となる最低限の量のガウンや高機能マスク(DS2マスク)の支援を行いますので、福祉指導課あて依頼をしてください。

なお、政令市に所在する事業所については、政令市の介護保険課経由で依頼をしてください。

担当 福祉長寿局福祉指導課

電話 サービス提供体制確保事業 054-221-2409

感染防護具の支援 054-221-2979